

最高裁秘書第1984号

令和元年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月28日付け（同年3月1日受付、最高裁秘書第1119号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成23会計年度における協議会等開催計画（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(中央協議会等)

平成23会計年度における協議会等開催計画

(平成23年2月8日総一文企印)【会議資料】

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月8日、 9日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	随時	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁総務課長等事務打合せ	11月	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長、同課課長補佐各1人	総務局	16人
5	高裁首席書記官事務打合せ	11月	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
6	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
7	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	2月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	経理局	16人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	経理局	16人
13	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月下旬	1日	1 調停制度の在り方に關し考慮すべき事項 2 最高裁長官表敬	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	58人
14	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	12月中旬 こう	1日	1 簡易裁判所の本來の機能を活性化するための方策等 2 充実した民事調停事件の運用を図るための方策等	高裁所在地にある各簡裁並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各簡裁の民事事件を担当する裁判官各1人（東京及び大阪各簡裁は各2人） 上記簡裁を管轄する地裁（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。）の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人並びに東京簡裁民事首席書記官及び大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡裁首席書記官1人	民事局	28人

平成23会計年度における協議会等開催計画

(平成23年2月8日総一文企印) 【会議資料】

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
15	執行官事務に関する事務打合せ	11月	1日	執行官の事務処理に關し考慮すべき事項	高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の各地裁の執行官監督事務を行う裁判官各1人 上記各地裁の監督官補佐事務を行う民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人 上記各地裁の総括執行官	民事局	39人
16	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人

(ブロック協議会等)

平成23会計年度における協議会等開催計画

(平成23年2月8日総一文企印) 【会議資料】

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	広報担当者協議会	11月～2月ころ	0.5日	1 裁判員裁判に関する報道対応について 2 報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項	1 高裁の総務課長、総務課課長補佐及び広報係長 2 地裁及び家裁の総務課長（小規模序等で地家裁のいずれか一方の総務課長を総務（広報）担当課長とする序については、高裁の判断により、同課長のみを協議員とすることも可） (8高裁開催)	2 座合同開催とすることを検討中（組合せ及び開催地は未定）	広報課	124人
2	首席書記官協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	1 各高裁の民事及び刑事首席書記官 2 高裁所在地の地裁の民事及び刑事首席書記官並びに高裁所在地の家裁の家事及び少年首席書記官（仙台、高松にあっては家裁首席書記官） 3 2以外の地裁のうち、同一地の家裁が所長専任序である場合は、民事又は刑事首席書記官1人（各高裁が選定） 4 2以外の家裁のうち、所長専任序である家裁の家裁首席書記官（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸にあっては、家事又は少年首席書記官1人（各高裁が選定）） 5 2～4以外の地家裁の民事、刑事又は家裁首席書記官1人（各高裁が選定）	一部合同開催 東京 大阪（大阪、名古屋） 広島（広島、高松） 福岡 仙台（仙台、札幌）	総務局	106人
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁事務局次長、高裁人事課長、地・家裁事務局長	各高裁	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁事務局次長、高裁人事課長、地・家裁事務局次長	各高裁	人事局	130人
5	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁事務局次長、地裁・家裁事務局長、高裁会計課長	各高裁	経理局	116人
6	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に際し、考慮すべき事項	高裁事務局次長、高裁会計課長、高裁会計課企画官、地裁・家裁の会計課長	3高裁で連合開催 (開催地は未定)	経理局	77人
7	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財事務等の処理に際し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に際し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定

平成23会計年度における協議会等開催計画

(平成23年2月8日総一文企印)【会議資料】

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
10	民事調停委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な基礎的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に關し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
13	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訛事件の処理に關し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
14	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0、5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
15	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	民事事件担当裁判官等協議会	10月～12月	1日	民事訴訟の審理運営等に關し考慮すべき事項	各高等裁判所の民事事件を担当する裁判官1人並びに各地方裁判所本庁の民事事件を担当する裁判官1人及び民事首席書記官又は民事次席書記官のいづれか1人	各高裁 (一部合同開催で6開催、開催地未定)	民事局	108人
17	刑事案件担当裁判官協議会	1月10日～13日	1日	裁判員制度の運用に關し考慮すべき事項	高裁・地裁の裁判官	(連合開催) 東京(東京、仙台、札幌) 大阪(大阪、名古屋、高松) 福岡(福岡、福岡)	刑事局	68人
18	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	各2日	法廷通訳に必要な実践的知識・技能の習得(通訳人候補者が不足している言語の通訳人候補者で法廷通訳経験のない者又は少ない者を対象)	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地に ある地裁(東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局	各高裁で決定
19	法廷通訳フォローアップセミナー	各高裁で決定 (9月～翌年3月)	各2日	裁判員裁判、否認事件等複雑困難な事件の通訳に必要な実践的知識・技能の習得(自白事件などそれほど複雑困難でない事件を難なく担当できる程度の者を対象)	通訳人候補者並びに高裁及び高裁所在地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地に ある地裁(広島・高松・仙台・札幌は共催で、開催地は高松、札幌各地裁)	刑事局	各高裁で決定

平成23会計年度における協議会等開催計画

(平成23年2月8日総一文企印)【会議資料】

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実践的な判断の在り方に關して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁裁判官	各地裁本庁	刑事局	各地裁で決定
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地裁、各家裁から最低限裁判官1人、書記官1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	各1日	法廷通訳に必要な実践的知識・技能の習得（通訳人候補者の数が多い言語の通訳人候補者等で法廷通訳経験のない者又は少ない者を対象）	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
24	法廷通訳フォローアップセミナー（8高裁連合）	東京、大阪各高裁でそれぞれ決定 (9月～翌年3月)	各2日	裁判員裁判、否認事件等複雑困難な事件の通訳に必要な実践的知識・技能の習得(我が国において理解する者の数が極めて限られている言語の通訳人候補者で自白事件などそれほど複雑困難でない事件を難なく担当できる程度の者を対象)	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
25	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
26	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
27	知的財産権訴訟研究会	10月	0. 5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京地裁及び大阪地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
28	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	11月～12月	0. 5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁が定める人数
29	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定 (原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
30	家事調停委員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

平成23会計年度における協議会等開催計画

(平成23年2月8日総一文企印) 【会議資料】

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
31	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
32	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に際し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、参与員、家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
33	家事関係機関との連絡協議会	開催自体も各家裁で決定 (5月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に際して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉・医療関係その他の協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
34	少年保護関係機関との連絡協議会	開催自体も各家裁で決定 (5月～翌年3月)	1日～3日	少年事件の取扱い上連絡調整を必要とする事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係機関の職員の中から、協議事項、各庁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
35	新任参与員研修会	各家裁で決定 (1月～3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
36	参与員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	1　家庭裁判所調査官の調査事務等に際し考慮すべき事項 2　首席家庭裁判所調査官の執務に際し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(連合開催)※予定 東京(東京、高松) 大阪(大阪、広島) 名古屋(名古屋、仙台) 福岡(福岡、札幌)	家庭局	50人